

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長代行 加納 康至
(公印省略)

オンライン資格確認を導入している医療機関における 本年12月2日以降の資格確認方法について (周知依頼)

日本医師会より、標記について連絡がありましたので、お知らせいたします。

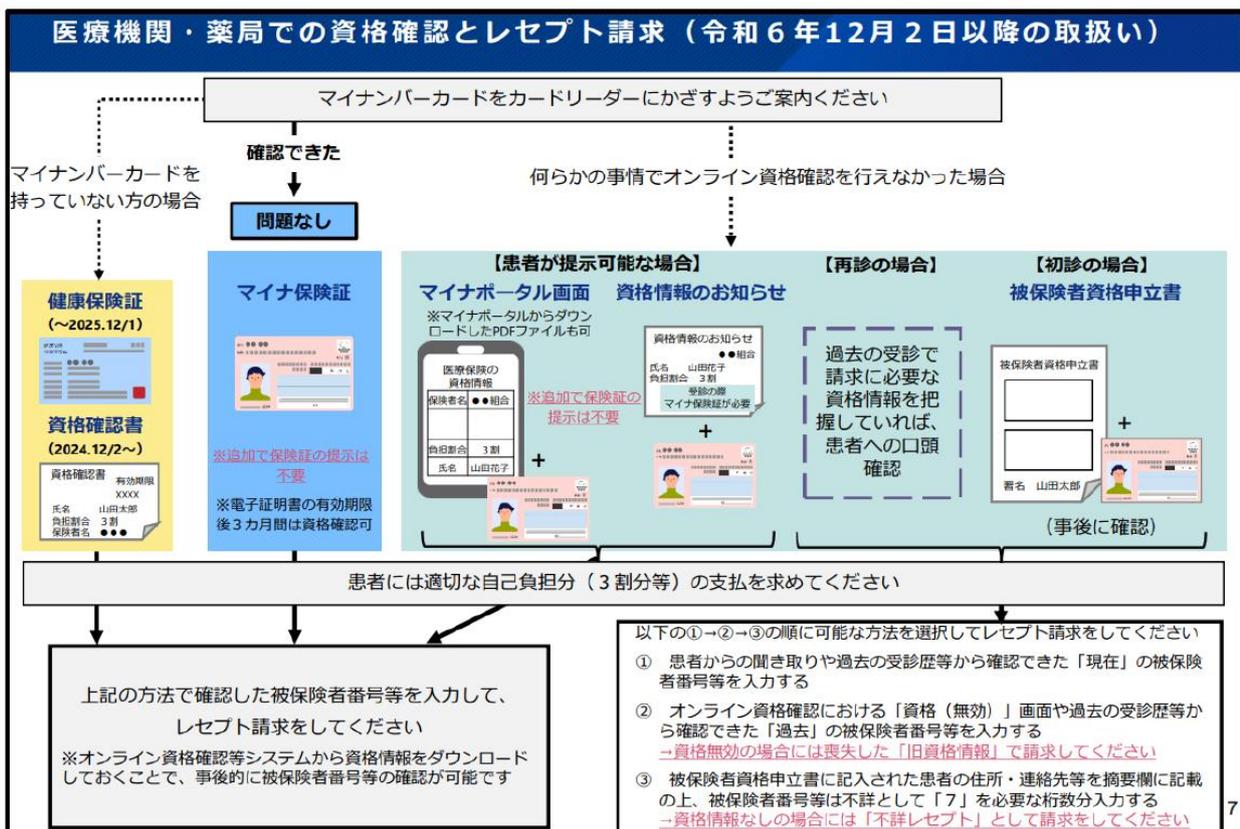
なお、後期高齢者については、令和7年7月末まで有効の「被保険者証」が交付されております。令和6年12月2日以降、後期高齢者になられる方には「資格確認書」が交付されますので、後期高齢者については、「被保険者証」もしくは「資格確認書」により資格確認を行うことが可能です。医療機関の窓口での取り扱いにご留意ください。

■日本医師会通知

本年12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行が終了することで、マイナ保険証を持参した患者の来院が増えていくことが予想されます。

オンライン資格確認の導入済みの医療機関における本年12月2日以降の資格確認の方法につきまして、ご不安の声を多くいただいていることから、厚生労働省にも確認し、その方法を改めて整理いたしました。

(参考資料より抜粋)



オンライン資格確認を導入している医療機関における、12月2日以降の資格確認の方法につきましては、以下のとおりになります。

医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法（12月2日以降）

	資格確認方法	備考
①	マイナ保険証 ※顔認証マイナンバーカード含む	医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面 (PDF含む) +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	資格確認書（・健康保険証）	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能

■マイナ保険証を持っている場合

- 「マイナンバーカード（マイナ保険証）」を利用した資格確認

■何らかの事情でオンライン資格確認ができなかった場合

（資格確認機器の故障、マイナ保険証の期限切れ等）

- 「マイナンバーカード」+「資格情報のお知らせ」による資格確認
（「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証を持っているすべての被保険者に送付される）
- 「マイナンバーカード」+「マイナポータルの画面（医療保険の資格情報）」をスマホ等で提示することによる資格確認
- 「口頭で資格変更がないかの確認」（再診で過去の資格情報を把握している場合）
- 「被保険者資格申立書」+「マイナンバーカード」（初診の場合）

■マイナ保険証を持っていない場合

- 「現行の健康保険証」による資格確認
（最大で2025年12月1日まで有効だが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効）
- 「資格確認書」による資格確認
（マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方に

2024 年 12 月 2 日以降に送付される予定)

そのため、医療機関におかれましては、普段から来院されている患者さんには、「マイナンバーカード」の持参を呼びかけていただくとともに、オンライン資格確認ができない場合には、記載の方法でご確認いただければと思います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- ・【参考資料】第 184 回社会保障審議会医療保険部会資料（令和 6 年 10 月 31 日）
マイナ保険証の利用促進等について

担当事務局： 大阪府医師会 保険医療課（電話 06-6763-7001） 総務課企画室（電話 06-6763-7021）
